

## 掛川市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和4年7月1日

掛川市長 久保田 崇

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

掛川市下垂木字飛鳥3050-2、3058、3059-3、3060-1、3060-4、3061-1、3062-1、3063-1、3063-4、3065-1、3066-1、3067-1及び水路敷の一部

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

掛川市下垂木959番地の1

丸堀製茶株式会社

代表取締役 堀内 尚